

第1号様式

協 定 書

山梨県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙が管理する思いやり駐車区画（以下「思いやり駐車区画」という。）の適正利用を図るため、次のとおり協定を締結する。

（甲及び乙の役割）

第1条 甲は、思いやり駐車区画利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けることができる者の申請に基づき、利用証を交付する。

2 乙は、思いやり駐車区画の適正な管理に努めるものとする。

（乙の協力）

第2条 乙は、思いやり駐車区画に、思いやり駐車区画であることを示す案内表示を掲示するものとする。

2 乙は、思いやり駐車区画に利用証を掲示していない車両が駐車しないよう適切に指導するものとする。

3 乙は、思いやり駐車区画の利用状況を把握し、施設出入口に近い位置に、幅3.5メートル以上の思いやり駐車区画を設けるとともに、通常幅の思いやり駐車区画の確保に努めるものとする。

（周知）

第3条 甲及び乙は、やまなし思いやりパーキング制度の周知に努めるものとする。

（疑義の解決）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
氏名 山梨県知事

印

乙 住所  
氏名

印